

計 算 書 類

令 和 2 年 度

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人 わかば福社会

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘 定 科 目			予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)
事業活動による収支	収 入	保育事業収入	186,900,000	186,594,046	305,954
		経常経費寄附金収入	1,000	1,000	0
		受取利息配当金収入	7,000	1,621	5,379
		その他の収入	3,195,000	3,129,602	65,398
		事業活動収入計 (1)	190,103,000	189,726,269	376,731
	支 出	人件費支出	130,980,000	130,718,789	261,211
		事業費支出	25,410,000	24,927,982	482,018
		事務費支出	15,550,000	15,202,917	347,083
		支払利息支出	420,000	392,854	27,146
		利用者等外給食費支出	1,800,000	1,749,560	50,440
事業活動支出計 (2)		174,160,000	172,992,102	1,167,898	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		15,943,000	16,734,167	-791,167	
施設整備等による収支	収 入	施設整備等補助金収入	67,800,000	67,720,000	80,000
		設備資金借入金収入	25,000,000	25,000,000	0
		施設整備等収入計 (4)	92,800,000	92,720,000	80,000
	支 出	設備資金借入金元金償還支出	4,370,000	4,352,000	18,000
		固定資産取得支出	124,300,000	124,054,887	245,113
		ファイナンス・リース債務の返済支出	500,000	460,080	39,920
		その他の施設整備等による支出	100,000	100,000	0
		施設整備等支出計 (5)	129,270,000	128,966,967	303,033
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		-36,470,000	-36,246,967	-223,033
その他の活動による収支	収 入	積立資産取崩収入	15,000,000	15,000,000	0
		拠点区分間繰入金収入	29,119,000	0	29,119,000
		その他の活動収入計 (7)	44,119,000	15,000,000	29,119,000
	支 出	拠点区分間繰入金支出	29,100,000	0	29,100,000
		その他の活動支出計 (8)	29,100,000	0	29,100,000
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		15,019,000	15,000,000	19,000	
予備費支出 (10)		2,260,000			
		0	—	2,260,000	
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-7,768,000	-4,512,800	-3,255,200	
前期末支払資金残高 (12)			0	19,673,530	-19,673,530
当期末支払資金残高 (11)+(12)			-7,768,000	15,160,730	-22,928,730

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘 定 科 目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	186,594,046	176,875,934	9,718,112
		経常経費寄附金収益	1,000	0	1,000
		サービス活動収益計(1)	186,595,046	176,875,934	9,719,112
	費用	人件費	130,718,789	123,611,413	7,107,376
		事業費	24,927,982	21,425,878	3,502,104
		事務費	15,202,917	17,251,521	-2,048,604
		減価償却費	17,785,077	17,389,209	395,868
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-9,038,332	-8,928,348	-109,984
		サービス活動費用計(2)	179,596,433	170,749,673	8,846,760
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		6,998,613	6,126,261	872,352	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,621	1,208	413
		その他のサービス活動外収益	3,129,602	3,264,359	-134,757
		サービス活動外収益計(4)	3,131,223	3,265,567	-134,344
	費用	支払利息	392,854	219,468	173,386
		その他のサービス活動外費用	1,749,560	1,447,532	302,028
		サービス活動外費用計(5)	2,142,414	1,667,000	475,414
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		988,809	1,598,567	-609,758
経常増減差額(7)=(3)+(6)		7,987,422	7,724,828	262,594	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	67,720,000	0	67,720,000
		拠点区分間固定資産移管収益	128,000	1	127,999
		特別収益計(8)	67,848,000	1	67,847,999
	費用	固定資産売却損・処分損	0	4	-4
		国庫補助金等特別積立金積立額	68,220,000	457,000	67,763,000
		拠点区分間固定資産移管費用	128,000	1	127,999
		特別費用計(9)	68,348,000	457,005	67,890,995
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-500,000	-457,004	-42,996
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		7,487,422	7,267,824	219,598	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		114,925,226	107,657,402	7,267,824
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		122,412,648	114,925,226	7,487,422
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		15,000,000	0	15,000,000
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		137,412,648	114,925,226	22,487,422

法人単位貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	92,540,691	23,572,075	68,968,616	流 動 負 債	85,172,041	8,114,625	77,057,416
現 金 預 金	16,268,424	6,574,113	9,694,311	短 期 運 営 金 借 入 金	0	0	0
事 業 未 収 金	202,020	2,621,694	-2,419,674	事 業 未 払 金	77,070,025	3,554,575	73,515,450
未 収 金	0	0	0	そ の 他 の 金	0	0	0
未 収 補 助 金	76,070,247	14,366,554	61,703,693	未 役 員 等	0	0	0
立 替 金	0	0	0	短 期 借 入 金	0	0	0
前 払 金	0	0	0	1年以内返済予定	7,332,000	3,756,000	3,576,000
前 払 費 用	0	0	0	設 備 資 金 借 入 金	460,080	460,080	0
1年以内回収予定拠点	0	0	0	1年以内返済予定	0	0	0
区分間長期貸付金	0	0	0	リ ー ス 債 務	0	0	0
拠点区分間金	0	0	0	1年以内返済予定拠点	0	0	0
貸付金	0	0	0	区分間長期借入金	0	0	0
仮 払 金	0	9,714	-9,714	未 払 費 用	0	0	0
固 定 資 産	409,431,395	318,061,585	91,369,810	預 り 金	0	0	0
基 本 財 産	349,330,270	241,233,017	108,097,253	職 員 預 り 金	309,936	343,970	-34,034
土 地	84,584,500	66,209,500	18,375,000	前 受 金	0	0	0
建 物	264,745,770	175,023,517	89,722,253	拠 点 区 分 間 金	0	0	0
そ の 他 の 資 産	60,101,125	76,828,568	-16,727,443	借 入 受 金	0	0	0
土 地	0	18,375,000	-18,375,000	固 定 負 債	51,593,080	34,981,160	16,611,920
建 物	1,658,288	1,730,562	-72,274	設 備 資 金 金 金 金	51,133,000	34,061,000	17,072,000
構 築 物	29,759,510	15,296,472	14,463,038	借 入 運 営 金 借 入 金	0	0	0
機 械 及 び 装 置	0	0	0	長 期 借 入 金	460,080	920,160	-460,080
車 輛 運 搬 具	4,596,531	6,099,364	-1,502,833	拠 点 区 分 間 金	0	0	0
器 具 及 び 備 品	14,563,976	10,774,270	3,789,706	長 期 借 入 金	0	0	0
建 設 仮 勘 定	0	0	0	そ の 他 の 負 債	0	0	0
有 形 リ ー ス 資 産	881,820	1,341,900	-460,080	負 債 の 部 合 計	136,765,121	43,095,785	93,669,336
権 利	330,000	0	330,000	純 資 産 の 部			
ソ フ ト ウ ェ ア	0	0	0	基 本 金	30,515,280	30,515,280	0
拠 点 区 分 間 金	0	0	0	基 本 金	30,515,280	30,515,280	0
長 期 貸 付 金	0	0	0	国 庫 補 助 金 等 金	189,279,037	130,097,369	59,181,668
人 資 産 立 産 産	2,000,000	2,000,000	0	国 庫 補 助 金 等 金	189,279,037	130,097,369	59,181,668
施 設 整 備 積 立 資 産	6,000,000	21,000,000	-15,000,000	そ の 他 の 積 立 金	8,000,000	23,000,000	-15,000,000
差 入 保 証 金	311,000	211,000	100,000	人 件 費 積 立 金	2,000,000	2,000,000	0
長 期 前 払 費 用	0	0	0	施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	6,000,000	21,000,000	-15,000,000
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	137,412,648	114,925,226	22,487,422
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	137,412,648	114,925,226	22,487,422
				（うち当期活動増減差額）	7,487,422	7,267,824	219,598
				純 資 産 の 部 合 計	365,206,965	298,537,875	66,669,090
資 産 の 部 合 計	501,972,086	341,633,660	160,338,426	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	501,972,086	341,633,660	160,338,426

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前取得の有形固定資産－旧定額法

平成19年4月1日以降取得の有形固定資産－定額法

無形固定資産－定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

－自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

－リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている

(3) 引当金の計上基準

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表は、社会福祉事業のみを行っているので作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表は、収益事業を行っていないため作成を省略している。

(5) 各拠点区分におけるサービスは設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	84,584,500	0	0	84,584,500
建物	175,023,517	101,163,946	11,441,693	264,745,770
合 計	259,608,017	101,163,946	11,441,693	349,330,270

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地(基本財産)	84,584,500	0	84,584,500
建物(基本財産)	352,881,246	88,135,476	264,745,770
建物	2,680,000	1,021,712	1,658,288
構築物	39,184,396	9,424,886	29,759,510
車両運搬具	9,684,000	5,087,469	4,596,531
器具及び備品	44,053,883	29,489,907	14,563,976
有形リース資産	3,220,560	2,338,740	881,820
ソフトウェア	533,925	533,925	0
合 計	536,822,510	136,032,115	400,790,395

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・監事の職務等	事業上の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

監事監査報告書

令和 3 年 6 月 2 日

社会福祉法人わかば福祉会

理事長 明時 正志 殿

監事 大 寺 早 苗 

監事 徳 永 靖 之 

私たち監事は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 年度の理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会(評議員会のない法人においては省略)

及びその他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な拠点区分において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表(資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

一 事業報告書は、法令及び定款に従い、社会福祉法わかば福祉会の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事長及び理事の職務の執行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は、社会福祉法人わかば福祉会の資金収支及び純資産の状況及び財産の状態をすべての重要な点において不整の点がなく表示しているものと認めます。

令和３年度 わかば福祉会役員名簿

任期：令和３年６月１７日～令和５年６月の定時評議委員会終結時

役員報酬：無し（役員会開催の日当のみ支給）

役職名	氏 名	生年月日	年 齢	住 所	職 業	社会福祉事業 学識経験職名
理事長	明時正志	S 34.1.1	62 歳	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1225・1	やまだこども園副園長	社会福祉法人わかば福祉会
理 事	三根一喜	S 30.7.11	75 歳	東彼杵郡東彼杵町三根郷1431	(有)ケイエム企画理事長	グループホーム・サービス 付き高齢者住宅経営
〃	原口尚志	S 34.2.22	62 歳	東彼杵郡東彼杵町三根郷1428	川棚町立川棚中学校	中学校教員
〃	森 佳江	S 24.3.26	72 歳	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷547	元・東彼杵町役場職員	(元)町役場福祉課職員
〃	明時千枝子	S 34.2.19	62 歳	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1225・1	やまだこども園園長	社会福祉法人わかば福祉会
〃	大安綾乃	S48.6.14	48 歳	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷412・1	大安産科医院	元東彼杵町教育委員
監 事	徳永靖之	S 56.6.14	40 歳	大村市富の原2丁目ティア ガーネットB201	常明園	社会福祉法人文殊会
〃	藤沢予志子	S 36.5.9	60 歳	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷561・1	元・東彼杵町役場職員	(元)町役場福祉課職員

任期：令和２年４月１日～令和６年度定時評議委員会終結時

役員報酬：無し（役員会開催の日当のみ支給）

役職名	氏 名	生年月日	年 齢	住 所	職 業	社会福祉事業 学識経験職名
評議員	小山田正一	S24.1.16	73 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷1745・3	無職	元役場副町長
〃	西坂 孝良	S32.3.15	65 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷1002	無職	元町役場福祉課長
〃	川崎 学	S25.6.19	71 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷1186	無職	元中学校教員
〃	高島滝一郎	S31.2.22	66 歳	長崎県大村市池田2丁目650・8	非常勤教諭	元中学校教員
〃	山口 直登	S33.12.13	63 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町761・1	東彼杵町教育 委員	元中学校教員
〃	森永二十三	S23.6.23	73 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町菅無田郷343	無職	元民生委員
〃	田中 正廣	S33.10.2	63 歳	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1627・5	建設業	元区長

役員の報酬（定款に記載）

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対して、報酬は無報酬とする。

（役員の報酬等）

第21条 理事及び監事に対して、報酬は無報酬とする。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
42 長崎県	321 東彼杵郡東彼杵町	42000	7310005003035	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 わがは福祉会				
(8)主たる事務所の住所	長崎県	東彼杵郡東彼杵町	蔵本郷1510番地		
(9)主たる事務所の電話番号	0957-46-0824	(10)主たる事務所のFAX番号	0957-46-0984	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.yamadakodomoen.jp/		(14)法人のメールアドレス	yamadakodomoen@aroma.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和50年1月20日		(16)法人の設立登記年月日	昭和50年4月30日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	35,000
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
小山田正一	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				
西坂孝良	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				
川崎学	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				
高島滝一郎	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
非常勤教諭				
山口直登	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				
森永二十三	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				
田中正廣	R2.6.1 ~ R6.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
無職				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	60,000	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	--------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況				(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
明時正志	1 理事長	平成27年6月1日	1 常勤	平成29年6月24日	やまどきも園副園長	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給		3
野中勝男	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月24日	元・東彼杵町社会福祉協議会事務局長	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし		3
森 佳江	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月24日	元・東彼杵町役場職員	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし		3
明時千枝子	2 業務執行理事		1 常勤	平成29年6月24日	やまどきも園園長	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給		3
宇都繁敏	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月24日	東彼杵町社会福祉協議会会長	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	4 いずれも支給なし		3
原口尚志	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月24日	川崎中学校教諭	2 無
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし		3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	30,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
大安早苗	元・東彼杵町役場職員	2 無	平成30年6月23日
H29.6.24 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	6 財務管理に識見を有する者 (その他)		3
徳永靖之	現・社会福祉法人 分球会 常明園 事務局長	2 無	令和1年6月22日
H30.6.22 ~ H33.6月開催の提示評議員会の終結時まで	6 財務管理に識見を有する者 (その他)		3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)
徳永靖之	5,000	2 無	徳永靖之	5,000
大安早苗	5,000	2 無	大安早苗	5,000

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	2	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
①常勤専従者の実数		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	27	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	8
①常勤専従者の実数		常勤換算数	0.0	常勤換算数	4.4

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和2年6月20日	7	1	2	0	1.令和1年度事業報告承認の件 2.令和1年度計算書類及び附属明細承認の件 ^{1/3} 3.理事会、経理委員会運営指針改定の件

					4.その他の件
令和2年12月23日	7	1	1	0	1.正款変更の件（書面決議にて実施） 令和3年度より新しく事業の追加として 障がい児通所支援事業 （発達支援センターなないろハウス） ・児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年6月6日	6	2	1.令和元年度事業報告の承認の件 2.令和元年度の計算書類及び付属明細書の承認の件 3.理事会運営規則変更の件 4.定時評議員会の日時と議案の件 5.その他の件
令和2年8月11日	6	2	1.なないろハウス建設工事に伴う定期預金の取り崩しについて
令和2年12月12日	6	2	1.令和2年度第1次補正予算審議の件 2.経理規定変更の件 3.定款変更の件 4.就業規則変更の件 5.評議委員会書面決議の件 6.その他の件
令和3年3月13日	5	2	1.令和2年度第2次補正予算審議の件 2.令和3年度事業計画審議の件 3.令和3年度当初予算審議の件 4.その他の件

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	大友早苗 徳永靖之
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応	① 令和2年12月の期末・勤労手当において、3名の職員に誤りがあるので以下の差額を支払うこと。 改善対応 3月に賞与として支払った。 ② 給与規定では、扶養手当も賞与算定の基礎額に算入することになっているが、主幹保育教諭 について算入されずに支給されているので、2年間（役職加算含む）に遡り、差額を支給すること。 改善対応 扶養手当を賞与の算定の基礎額に算入し2年間遡り3月で支払った。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分 01 無限定適正意見

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数 (人/年)
		③事業所の所在地			④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)		
001	わかば福祉 会	00000001	本部経理区分			社会福祉法人わかば福祉会				
		長崎県	東彼杵郡東彼杵町	蔵本郷1510番地	3 自己所有	3 自己所有	昭和50年4月30日	0	0	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
002	やまだこども 園	02101801	幼保連携型認定こども園			幼保連携型認定こども園やまだこども園				
		長崎県	東彼杵郡東彼杵町	蔵本郷1510番地	3 自己所有	3 自己所有	平成28年4月1日	105	1,388	
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
003	なないろ/ワ ス	02090101	障害児通所支援事業（児童発達支援）			自動発達支援センター・放課後等デイサービス なないろ/ハウス				
		長崎県	東彼杵郡東彼杵町	蔵本郷1485番地5	3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	20	0	
		ア建設費	令和3年3月12日	43,400,000	60,000,000	0	103,400,000		314,210	
		イ大規模修繕								

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

		①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称	2/3	②事業所の名称
--	--	------------------	-----------	-----	---------

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	②事業所の所在地		④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

1. 延長保育事業
2. 障害児保育事業
3. 一時預かり事業
4. 子育て支援事業
5. 生活困窮者レスキュー事業

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	子育て支援事業	YAMADA CAFE
	子育て相談、親子居場所提供、食事の提供、離乳食、クッキング、行事等への参加、制作物作り	
地域における公益的な取組⑧（地域の要支援者に対する相談支援）	生活困窮者レスキュー事業	やまだこども園
	地域の生活困窮者の相談窓口	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額（①+②+③）(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額（①+②+③）(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	1 有
⑥苦情処理結果	1 有
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	172,040,937
②施設・設備に係る公費(円)	67,720,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	66,456,963

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
幼保連携型認定こども園やまだこども園	令和2年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用【年額】(円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	無
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

社会福祉法人わかば福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(ハ) 病児保育事業の経営

(二) 生活困難者に対する相談支援事業

(ホ) 障がい児通所支援事業

(児童発達支援センター なないろハウス)

- ・ 児童発達支援事業
- ・ 放課後等デイサービス事業
- ・ 保育所等訪問支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人わかば福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1510番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、報酬は無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字浜崎1780番1
所在の幼保連携型認定こども園 やまだこども園
敷地1筆（711.56平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1490番3
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（90平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1491番3
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（80平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1508番3
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（314平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1508番4
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（106平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1509番2
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（312平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1510番2

- 所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（559平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1481番3
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（4.23平方メートル）
- ・ 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1481番4
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（16.88平方メートル）
- (10) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1508番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（393平方メートル）
- (11) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1508番8
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（109平方メートル）
- (12) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1509番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（443平方メートル）
- (13) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1510番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（472平方メートル）
- (14) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1511番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（772平方メートル）
- (15) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1512番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（559平方メートル）
- (16) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1529番1
所在の幼保連携型認定こども園やまだこども園
敷地1筆（338平方メートル）
- (17) 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字島田1510番地1、1508番地1、
1509番地1、1511番地、1512番地1
所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
幼保連携型認定こども園やまだこども園
園舎1棟（1階684.03平方メートル）（2階14.99平方メートル）
- (18) 同上番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
幼保連携型認定こども園やまだこども園

倉庫 1 棟（22.35平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細

書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人わかば福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	渡 邊 春 子
理 事	山 科 貞 雄
理 事	辻 正 平
理 事	勝 野 熊太郎
理 事	大 安 ハ ル
理 事	川 尻 定 夫
監 事	大 串 弘 久
監 事	大 安 一 郎

附 則

この定款は、昭和50年 1月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年 2月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年12月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年 2月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 10 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 17 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は 4 名以上とする。

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この定款は平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この定款は令和３年２月１９日から施行する。